

柳井市公告第71号

次のとおり一般競争入札を実施します。

令和7年6月27日

柳井市長 井原 健太郎

1 入札に付する事項

次に掲げる工事の請負

(1) 工事名

伊陸小学校屋内運動場改築工事

(2) 工事場所

山口県柳井市伊陸地内

(3) 工事の概要

工事内容
伊陸小学校屋内運動場の改築工事等
木造平屋建 建築面積 466.37 m ² 延床面積 447.52 m ²

(4) 工期

本契約締結の日の翌日から約9月間

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (2) 入札公告日において、令和7・8年度柳井市建設工事競争入札参加資格者のうち、建築一式工事のA等級の認定を受けていること。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の主たる営業所を柳井市内に有していること。
- (4) 法第3条第6項に規定する特定建設業（建築工事業に限る。）の許可を有していること。
- (5) 平成27年4月1日から公告の日までの間に元請人又は共同企業体の構成員（出資比率が20パーセント以上であるものに限る。）として、建築一式工事として発注された公共工事を施工し、引渡しをした実績を有していること。
- (6) 主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。なお、法第26条第3項の規定に該当する場合は、当該技術者を専任で配置すること。
- (7) 監理技術者にあっては、建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ、法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習（以下「登録講習」という。）を受講している監理技術者（以下「監理技術者」という。）であること。
- (8) この公告の日から当該入札に係る落札者を決定する日までの間のいずれの日においても、柳井市建設工事等の請負契約に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。

と。

3 契約条項を示す場所

柳井市南町一丁目 10 番 2 号

柳井市総務部工事監理室

4 入札を執行する場所及び日時

(1) 場所

柳井市南町一丁目 10 番 2 号

柳井市役所 4 階 401 会議室

(2) 日時

令和 7 年 8 月 5 日 午前 9 時 00 分

5 入札に係る手続

入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を令和 7 年 7 月 10 日午後 1 時までに柳井市総務部工事監理室に提出すること（日曜日及び土曜日を除く。）。なお、その確認結果を記載した書面を令和 7 年 7 月 11 日までにファクスで通知する。

ア 一般競争入札参加申請書（第 1 号様式）

イ 同種、類似工事の施工実績について記載した書類（第 2 号様式）

ウ 主任技術者又は監理技術者の資格及び工事経験について記載した書類（第 3 号様式）

エ 監理技術者が登録講習を受講した者であることを証する書面

6 入札保証金

免除する。

7 入札無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札

(2) 郵便又は電信による入札

(3) 記名押印のない入札

(4) 工事費内訳書の提出のない入札

(5) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

8 落札者の決定方法

柳井市契約規則（令和 17 年柳井市規則第 52 号）第 11 条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札に際し、入札金額に対応する工事費内訳書の提出を求める。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した金額をもって落札価

格と/orするので、入札者は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 設計図書は、令和7年6月30日から令和7年8月4日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間、柳井市教育委員会事務局生涯学習・スポーツ推進課において、縦覧に供するとともに、2の入札参加資格の要件の確認を受けた者に配布する。
- (4) 本案件については、議会の議決を要する契約となるため、柳井市議会の議決を経た後、柳井市長が契約の相手方に対し、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、本契約としての効力を生ずるものとするものとし、それまでの間は仮契約とする。
- (5) 契約保証金として、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、国債の提供又は金融機関若しくは公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、工事履行保証契約又は柳井市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、契約保証金の納付を免除する。
- (6) 詳細については、柳井市総務部工事監理室（電話0820-22-2111）に問い合わせること。